

玖珠町監査委員告示 第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規程により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

令和2年12月15日

玖珠町監査委員 河野 好美

玖珠町監査委員 河野 博文

令和 2 年度

# 定期監査報告書

玖珠町監査委員



監 第121501号

令和2年12月15日

玖珠町長 宿利政和 様

玖珠町議会議長 石井龍文 様

玖珠町教育委員会教育長 梶原敏明 様

玖珠町監査委員 河野好美

玖珠町監査委員 河野博文

令和2年度 定期監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を提出します。

# 目 次

## 第1 監査の概要

1 監査の種類	4
2 監査の対象	4
3 監査の着眼点	4
4 監査の実施方法	4
5 監査の対象	5
6 監査の日程	5
7 監査の場所	5
8 監査の要領	5

## 第2 総括

1 監査の結果	6
2 部署別改善及び検討事項	9
・ 基地・防災対策課	9
・ 子育て健康支援課	9
・ 社会教育課	9
・ 総務課	10
・ 企画商工観光課	11
・ 福祉保健課	12
・ 教育政策課	13
・ 建設水道課	13
・ 農林課	13

# 第1 監査の概要

## 1 監査の種類

定期監査

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項

## 2 監査の対象

令和2年度に係る財政に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

## 3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的におこなわれているか。
- (2) 収入の確保は適正におこなわれているか。
- (3) 収入に係る事務は適正におこなわれているか。
- (4) 会計処理は適正になされているか。
- (5) 契約事務は適正におこなわれているか。
- (6) 財産、物品の取得は適正におこなわれているか。
- (7) 事務処理は効能的、効率的におこなわれ、改善すべき点はないか。
- (8) 事務の執行は法令等に従って適正におこなわれているか。
- (9) 過去の定期監査、決算審査等における監査結果報告等に対して必要な措置をとられていたか。

## 4 監査の実施方法

監査の方法は、あらかじめ提出を求めた財政関係資料、事務の執行状況等について、照合、調査及び確認の作業を経た後、関係職員からの説明を聴取する方法により、財政に関する事務処理等の適否、および事務の執行体制の効能的、効率的の適否について実施した。

## 5 監査の対象

令和2年度の事務執行について、書類審査で疑義等のある9部署（18部署中）の監査を実施した。

## 6 監査の日程

9月23日（水） 各課（館・室）長へ定期監査調書の作成を依頼  
10月12日（月）～ 監査調書の審査  
10月20日（火） 町長、教育長及び議長へ監査実施の通知

（ヒヤリング）

11月 2日（月） （午前）基地・防災対策課・子育て健康支援課  
（午後）社会教育課・総務課  
11月 4日（水） （午後）企画商工観光課  
11月 6日（金） （午前）福祉保健課  
11月 9日（月） （午後）教育政策課  
11月13日（金） （午前）建設水道課  
（午後）農林課

## 7 監査の場所

監査委員事務局（監査事務室）

## 8 監査の要領

今回実施した定期監査は、事務概要、職員の配置及び勤務時間、予算の執行状況、事業の進捗状況などについて、あらかじめ提出を求めた監査調書及び関係書類等により審査を行い、必要に応じてヒヤリングを実施し担当職員から聴衆を行った。

## 第2 総括

### 1 監査の結果

定期監査は、町の財務に関する事務の執行及び町の経営に係る事業の管理について実施するもので、町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、前年度における指摘事項の改善状況及び町の経営に係る事業の管理が合理的に行われているかを主眼としている。

総合的な意見として、財務に関する事務の執行・経営に係る事業の管理については、監査を行った範囲内においては、概ね適正であったといえるが、一部の行政運営や事務処理における不備な点、検討・改善すべき点等もあり、総括的に以下に列挙する。

- (1) 事業等の執行にあたって、業務の有効性・効率性・財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の順守などについて、従来から幾度となく指摘をしてきたが、今回の監査においても、趣旨・目的といった当該制度や事業に対する、管理職を含めた日常業務を実施する全ての職員の根本的な理解が十分でない部分があるため、個々の事務の理解も表面的なものとなり、事務が形式化、形骸化しつつある状況が伺われる。

このことは、なぜ・どうして、などの上司や同僚によるチェック体制や別の部署による監視などの内部けん制機能が働いておらず、不適正な事務処理の改善や法令順守の徹底、新たな課題への対応等につながらない組織体制になってきているのではないかと危惧される。

このような状況が高じると、事務の機能不全や非効率が生じ、ひいては制度、さらには事業自体の効果を低減する恐れがある。貴重な公金を投入しながら、公益その他の事業効果を十分に得られない事態は、厳に慎まなければならない。



(2) 定期監査は、年度途中での実施であるため、年度内における予算の執行及び事業の実施は住民福祉の増進に努め、厳しい財政状況の中、新型コロナウイルス感染拡大防止及び豪雨災害対応等に伴い近年にない事務量が增加している状態ではあるが、職員一人ひとりの更なる意識の向上を期待し、最小の経費で最大の効果を挙げるよう、なお一層の努力をしていただきたい。

(3) これまで、本町においては、組織等の関係から、監査体制が充分とはいえなかったが、決算審査、例月出納検査、定期監査等を行ってきた。

平成29年の地方自治法の一部改正により、「内部統制」(注1)に関する方針の策定等と監査体制の充実強化が求められたことにより、本町でも体制強化と監査基準の見直しを行ってきたが、この取組みに対し職員の認識が不足しており、理解や協力を得ることに大変苦慮した。

**(注1) 内部統制 【 ないぶとうせい / internal control 】**

組織の業務の適正を確保するための体制を構築していくシステム(制度)を指す。すなわち、組織がその目的を有効・効率的かつ適正に達成するために、その組織の内部において適用されるルールや業務プロセスを整備し運用すること、ないしその結果確立されたシステムをいう。コーポレート・ガバナンス(企業経営を管理監督する仕組み)の要とも言え、近年その構築と運用が重要視されている。内部監査と密接な関わりがあるので、内部監督と訳されることもあるが、内部統制が一般的な呼び名となっている。

(4) 地方公共団体における内部統制制度は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)により、監査制度の充実強化及び地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任の見直し等とともに一体的に導入されたものである。

その背景には、第31次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(平成28年3月16日)の趣旨を踏まえ、人口減少社会においても行政サービスを

安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立することが求められている。

内部統制制度の導入により、地方公共団体は、組織として、予めリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。）があることを前提として、法令等を順守しつつ、適正に業務を執行することが、より一層求められる。

令和2年4月1日から、都道府県知事及び政令指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならないとされており、その他の市町村は努力義務となっているが、いずれ体制整備を行わなければならない。

監査基準には、「内部統制に依拠した監査」と「リスクの認識と対応」が示されているため、内部統制に向けて今から準備を進めていく必要がある。

(5) 部署によっては、専門的な知識や経験が必須であり、事業の継続性・人材育成のサイクルを考慮した人事管理が必要である。

(6) 前述したように、厳しい財政状況の中、新型コロナウイルス感染拡大防止及び豪雨災害の対応などに伴い、近年にない事務量が増加している状態が続いているようであるので、職員の健康管理に充分留意されたい。

上記の事項とともに、以降に述べる各部署に対する改善及び検討事項は、真摯に受け止めていただき、精力的で意欲的な取組みを求める。

## 2 部署別改善及び検討事項（ヒヤリング順・該当部署のみ）

### 【 基地・防災対策課 】

- （1） 行政内部への補助金の交付の件については、引き続き検討を行い、補助金要綱に準じた事務処理をしていただきたい。（基地防災班）

### 【 子育て健康支援課 】

- （1） 補助金交付団体については、団体独自の事業も行い、また地区の特性を生かし、コミュニティとも協力して活動を行っていただきたい。  
また、さらに多くの町民が参加するような取り組みも行っていただきたい。（健康推進班）
- （2） コロナ対策での緊急を要する備品購入であっても、安易に随意契約の手法ではなく、可能な限り入札等の手続きを行っていただきたい。（健康推進班）

### 【 社会教育課 】

- （1） 令和2年度は、コロナ感染の関係で、多くの大会やイベント、催し等が中止になっているので、補助金交付に係る清算については、内容をよく精査して遅滞なく行っていただきたい。（社会教育班）
- （2） 契約期間の満了を迎えた委託事業については、検証を行い、今後の事業実施については、関係部署とも協議を行っていただきたい。（公民館班）
- （3） メルサンホールの維持管理については、建築後15年を経過している状況を鑑み、全体計画の中で、優先順を決め、補助事業などを調査研究し、施

設運営に支障がでないよう取り組んでいただきたい。

また、メルサンホールの維持補修に係る基金創設の協議を進めていただきたい。(公民館班)

- (4) 体育施設についても、修理や交換等の時期が来ているものも多くあるので、これも、年次計画を立て、引き続き補助事業などを調査研究していただきたい。(社会教育班)

### 【 総務課 】

- (1) コンビニ交付事業やマイナンバーの普及については、国の動向を見ながら、町民の利便性の向上に努めていただきたい。(行政班)
- (2) コロナ対策で予算が承認されたものについては、早急に執行していただきたい。(行政班)
- (3) テレワークシステム事業については、セキュリティ対策と多岐にわたる役場の業務の検討を行い、実施できるものから取り組んでいただきたい。  
(行政班)
- (4) 今年度、郵便料金計器の導入を行い、事務の効率化や職員の負担軽減を目指しているようであるが、職員に使用方法等を周知し、効率的に活用できるようにしていただきたい。(行政班)
- (5) 経常収支比率の改善に向けた具体的な取組みと玖珠町行財政改革プランの目標を数値で示していただきたい。(財政班)
- (6) 補助金の適正化に関するガイドラインの整備については、関係部署で、それぞれ十分な検討(協議)を行うようにしていただきたい。(財政班)

- (7) 町有林の維持管理に関する委託業務については、整理をしていただきたい。  
(管財班)
- (8) 青果市場の跡地については、早急に活用内容を定め、管理、整備を行っていただきたい。(管財班)
- (9) 庁舎の維持管理について年度計画を立て取り組んでいただきたい。  
(管財班)
- (10) 履行報告書に添付している写真については、確実に確認していただきたい。(管財班)
- (11) 中学校跡地以外の遊休地についても取組みを行っていただきたい。  
(管財班)

### 【 企画商工観光課 】

- (1) コロナ対策に係るプレミアム商品券の発行については、取組みを行ってきたが、他に違った形で取り組めないか検討していただきたい。  
(商工労政・企業誘致班)
- (2) 新型コロナ対策デジタル化事業については、全体構想に基づいた事業計画により実施していただきたい。  
また、町民にわかりやすい事業の展開を行っていただきたい。  
(デジタル化推進班)
- (3) 教育委員会がGIGAスクール、総務課が行政的な分野、デジタル化推進班は、町民を対象とした事業を実施とあるが、連携をとりながらコロナ対策事業なので、早い取組みを行っていただきたい。(デジタル化推進班)

- (4) 観光振興については、費用対効果の検証を徹底していただきたい。  
また、行政のスタンスと関係者との連携のあり方を整理していただきたい。(観光振興班)
- (5) 引き続き、自治区加入促進の取組みを行っていただきたい。  
(地域力推進班)
- (6) コロナ禍であり、町民代表等による関係会議等の開催が難しい中ではあるが、町民をはじめ、各分野からの意見等を各種計画に反映させていただきたい。(企画政策班)
- (7) 三日月の瀧公園については、権利関係を早急に解決してから、予算措置されている事業や工事を実施していただきたい。(観光振興班)
- (8) 玖珠町観光連携協議会については、設置目的や事業内容を明確にさせていただきたい。(観光振興班)
- (9) 玖珠町観光協会の決算内容(事業報告)を、担当部署で再度精査し、協会の要綱とも照らし合わせ、内容を確認していただきたい。(観光振興班)

## 【 福祉保健課 】

- (1) 外出支援サービス事業(バス・タクシー券)は、介護予防を目的に事業がスタートして15年経過しているようだが、全体金額や周辺部の増額等、問題点と課題について協議を行い、事業の検証をしていただきたい。  
また、公共交通関係担当部署とも協議を行っていただきたい。  
(高齢者支援班)

## 【 教育政策課 】

- (1) 行政内部への補助金の交付の件については、引き続き検討を行い、補助金要綱に準じた事務処理をしていただきたい。(教育政策班)
- (2) 玖珠郡育英会の繰越額が多いようであるが、毎年同じ補助金額でよいのか等の検討(協議)を両町で行っていただきたい。(教育政策班)

## 【 建設水道課 】

- (1) 次の事業については、全体計画や年次計画などにより実施していただきたい。
  - ・町道の維持補修(工務班)
  - ・町営住宅の建替事業や維持管理(管理班)
  - ・長勿線の道路改築(工務班)
  - ・中島橋の架け替え工事(工務班)
  - ・橋梁補修事業(工務班)

## 【 農林課 】

- (1) 鳥獣害対策で、捕獲した鳥獣の焼却処理について、郡単位での取組みができないか協議を行っていただきたい。(農林土木班)
- (2) 玖珠町土地改良区からの返金については、コロナや豪雨災害などで、度々延期されているようだが、早急に完了していただきたい。(農林土木班)
- (3) 会計検査院から指摘があった補助事業について、検証を行っていただきたい。(農政班)

以 上